

1

令和3年度学校経営方針

I はじめに

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来と、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難時代」において、新学習指導要領の着実な実施とギガスクールにおけるICT環境の整備による機器の活用が大きく進められる。

そこで、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

そのためには、生徒の実態を基に北海道教育の基本理念である自立と共生を目指し、社会や環境の変化に柔軟に対応して共に生きていける人間の基礎を保護者や地域と目標を共有しながら、確かな学力や心身の成長を9年間の小中一貫教育を通して着実に育てていかなければならない。

II 学校経営の基本理念

私たちの願いは、「ふるさとである小清水町への愛」を抱きながら、未来を力強く生き抜く「人づくり」である。「小清水の子供は小清水で育てる」の合言葉の下、学校運営協議会と共通の認識・理解を図り、協働しながら子供たちの豊かな成長を支える。また、私たちは、小清水町の職員であることを自覚し、地域から信頼され地域の誇り地域社会社会総がかりで小清水中学校の教育目標の具現化を目指す。

III 学校経営の基本方針

公教育の立場から、教育関係法令・学習指導要領を遵守する。また、北海道学校教育推進の重点、オホーツク教育推進計画、小清水町学校教育目標、学校教育目標、小中一貫基本方針の実現を目指し、以下のことを学校経営方針の基本方針とする。

- ① 生徒にとって、将来を生きていくための力を育ててくれる学校。
- ② 保護者にとって、安心して子供を預け、「共育」に参加できる学校。
- ③ 地域にとって、誇りを持てる、応援したくなる学校。
- ④ 職員にとって、自分の資質・能力を生かし、向上させることのできる学校。

IV 学校経営のキーワード

前項で述べた学校経営の基本理念・基本方針を鑑み、令和3年度学校経営のキーワードを次のように定める。

磨く『三つの心』 ①学ぶ心（知育） ②思いやる心（徳育） ③鍛える心（体育）

V 令和3年度の重点目標（学校課題）

上記1～4及び本校の生徒の実態から、今年度の重点目標（学校課題）を次のように定める。

自らを高め、互いの良さを認め合う生徒の育成（自分の可能性に挑戦する生徒）

《重点目標1：学ぶ心（知育）》

個に応じた学習の進め方や支援を展開しながら、協同的な学びによる生徒主体の授業に取り組み生徒を育成する。

- ・「わかる授業づくり」の提案や指導を行う。
- ・「個の学びに合わせた学習」の提案を行う。
- ・総合的な学習の時間を活用し、まとめる力や発表する力の発展的な育成を行う。

《重点目標 2：思いやる心（徳育）》

いじめをゆるさず、互い（自分も相手も）を思いやる人間関係を育成するとともに、小さな自己決定場面を増やす。

- ・自己肯定感を高め、自分も相手も大切にすること。
- ・生徒の悩みに向き合い、生徒相談や保護者懇談を充実させる。

《重点目標 3：鍛える心（体育）》

周囲との関わりながら自分を伸ばし、律することのできる生徒を育成する。

- ・キャリア教育を通し、将来への夢を膨らませる。
- ・心や体を鍛える活動を実践する。

VI 学校課題具現化のための具体的な経営・指導方針⇒学年・学級経営、分掌の活動に結びつける

1 社会の変化に対応する教育の推進

(1) 目標を実現できる確かな学力の育成

- ① 中間層を引き上げ、下位層（正答率40%未満：評価C）の減少を目指す。
- ② 授業時間の中で振り返りの時間を確保する。（言語化と主体的に学習する意欲の評価）
- ③ 振り返りを基に自主学習に積極的に取り組む姿勢を育てる。（自主学習提出95%以上）
- ④ 小清水スタンダードの指導を通して落ち着いた学習環境作りを継続する。（4月強化月間）
- ⑤ 学習シラバスを作成し、生徒・保護者も教師も見通しをもった学習活動にする。
（授業アンケート：授業内容はよく理解できる、先生の説明はわかりやすい、共に4.0以上）
- ⑥ 各種学力調査の分析による授業改善を行い、学力の一層の向上を図る。
- ⑦ 生徒の学力上の課題を小学校と共有する。（中から小への情報提供 1年学テ問題と結果）
- ⑧ 朝読書を通して、落ち着いて文章を読む習慣を身につけさせる。
- ⑨ 校外の人材を生かし、学習する機会を増やす。（放課後学習）
- ⑩ ICT環境の活用を図り、個に応じた学習指導の充実を進める。
- ⑪ スクール手帳(Foresight)を活用し、学習計画など自己管理・計画・実行能力の向上を図る。

(2) 研修（資質向上の取組）

- ① 学校教育振興会での小中合同研修を校内研修の柱とする。
- ② 研修主任の計画立案に基づき、日常の授業改善に直結する校内研修を行う。
- ③ 小集団やペアによる研修等を導入するなどの工夫により、研修の日常化を図る。
- ④ 支援教育研修及び生徒指導事例研修等を別枠で設定し、対応力の向上を図る。
- ⑤ 教育局指導主事による学校教育指導を積極的に活用し、最新情報の導入や指導法の向上を図る。
- ⑥ 各種研修会や研究大会、研修センター講座等積極的に参加し、職能向上を図る。
- ⑦ 教職員のICT機器（電子黒板、タブレット）の活用指導力の向上を図る。

(3) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育コーディネーターを2名体制とし、チーフコーディネーターを特別支援教育主任とする。
- ② 特別支援教育主任の計画立案の下、支援部会、支援委員会を定期的に開催し、生徒一人一人の必要性を把握して、それに応じた支援ができるような校内体制を構築する。
- ③ 通常学級に在籍する特別な支援を要する生徒の実態把握、相談を行い、授業支援、集団作りに結びつける。
- ④ 教員一人一人の知識・技能を向上させるために、支援教育研修の充実を図る。
- ⑤ 個別の指導計画を活用し、関係機関・組織との連携を一層深めながら適切な教育支援を行う。

(4) 外国語教育の充実

- ① 英語力の向上を図る。（英検3級程度が4割）

- ② 校外の人材を生かし、外国語を活用する機会を増やす。(E T、小6外国語活動)
- ③ I C T環境を活用し、他校との授業交流を図る。

(5) 進路指導・キャリア教育の充実

- ① 生徒の将来を見据えた指導であることを自覚しながら、適切な進路選択のための指導・支援を各学年で実施する。
- ② 総合的学習における職場体験学習等を通して望ましい勤労観・職業観を身につけさせ、社会的・職業的自立など役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力をつける。
- ③ 地域の人材や施設・設備を最大限に活用し、より効果的な指導体制・方法を工夫する。

(6) 情報教育の充実

- ① コンピュータ、読書、視聴覚等、他の教育活動との関連も考慮しながら、効果的に行っていく。
- ② 情報モラル教育の充実を図る。(道徳、技術、総合)

(7) 環境・ふるさと教育

- ① 環境・ふるさと教育につながる教育活動を整理する。(総合的な学習の時間：大人セッション)
- ② 環境教育的な視点から、実生活について振り返り行動する生徒を育てる。
- ③ 校内環境の整備、保全・美化から、落ち着いた生活・学習に結びつける。

2 豊かな心と人間性を育む教育の推進

(1) 学年・学級経営

- ① 生徒指導や学習指導全般を通じて、学年主任を中心に「学年団」として動く体制を整備し、「学年団で学年全体を育てる」という意識化を図る。また、そのために積極的に学年部会を開催する。
- ② 生徒の「心の居場所」としての機能を意識し、生徒が存在感、自己有用感を感じられるような学級経営に努める。
- ③ 学級イベント等を積極的に仕掛け、リーダー・サブリーダーが生まれる学級経営を展開する。

(2) 特別活動

- ① 自主的、実践的な集団活動を通して、望ましい人間関係、集団への所属感や連帯感、公共の精神、協力する心や自主性を養う。
- ② 目的を再考し、達成のために必要な働きかけを計画する。
- ③ 各行事等においては、特別支援教育の理念を生かした実施計画案を作成する。
- ④ 「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」の異同を意識し、それぞれバランスのとれた指導計画を作成する。
- ⑤ 生徒会執行部の自主的な活動による望ましい集団活動を通して、生徒の自治能力育成に努め、日常活動の充実を図る。
- ⑥ 小中一貫教育の推進に伴い、児童会との連絡・調整を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳主任の計画立案に基づき、特別の教科道徳を要として道徳性を養う。
- ② 道徳教育推進教師を中心に、教育活動全体を通して充実させる。
- ③ 管理職も含め、学年団または全校としての指導体制をとることで、より多くの切り口からの道徳教育を展開し、生徒にさまざまな価値観を学ぶ場を提供する。
- ④ 問題解決的学習、体験的学習、話し合い活動等指導方法を工夫する。
- ⑤ 指導方法・評価に係る研修を行う。
- ⑥ 保護者・地域に広く道徳の授業を公開し、相互の連携を図る。
- ⑦ 学校施設・教材・教具を大切に使うことや、掃除など細かなことも心を育てる機会として捉える。

(4) 生徒指導

- ① 3つの機能(自己決定の場を与えること、自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること)を様々な場面で意識する。

- ② 休み時間等も常に生徒と触れ合い、教育相談を充実させる体制を構築することで、問題を未然に防ぐとともに、問題発生時に円滑に解決を図るための生徒理解を深める。
- ③ 服装や言葉遣い等も含めて、「善悪の区別」「TPOの意識」といった基本的な指導や、「挨拶をする」「返事をする」「履き物を揃える」「椅子を入れる」といった目線の低い指導を徹底する。
- ④ 生徒の健全育成の観点から、家庭・地域・関係機関との連絡を密にしていく。
- ⑤ 教師自らが生徒の模範たるべく、服装等、TPOを意識した言動に努める。
- ⑥ いじめ防止対策推進法に基づき、「生徒の命を守る」という視点でいじめ対策を実施する。
- ⑦ 問題発生時、情報が直ちに校長・教頭に伝わる報告・連絡・相談システムを確実に機能させる。
- ⑧ 生徒指導主事を中心として、学年部と生徒指導部・生徒指導委員会が連携を図り、全職員が情報を共有しながら組織的な対応を図る。

(5) 部活動

- ① 教育課程と関連させ、目標達成のための努力の大切さや、異学年集団の人間関係を学ぶ場、教室とは違った友人の側面等を発見できる場になるような指導計画とする。
- ② 計画的に活動定休日（年間113日以上）を設け、生徒及び職員の福祉・健康等にも配慮して活動する。
- ③ 必要に応じて、外部指導者の活用を図る。

3 心身の健やかな成長を促す教育の推進

(1) 体力・運動能力の向上

- ① 新体力テスト等の結果を基に、体育・保健授業の改善に取り組む。
- ② 各種調査等の結果や今後の取り組みを公表し、家庭や地域と連携する。
- ③ 特別活動とからめた昼休みの活用を図る。

(2) 食育の推進

- ① 「食」を通して、「我が国の文化」「家族生活」「医食同源」「健康管理」「安全保障」「感謝の心」等、さまざまな角度から心身の健康教育の充実を図る。
- ② 食育基本法及び学校給食法の精神に則り、栄養教諭と共同し、教育活動のあらゆる機会を利用して、「食」について指導する。
- ③ 体の成長や栄養、アレルギーについて正しい知識を持ち、主体的に食生活を営む基礎を築く。
- ④ 食を通して地域を知り、地域の良さに気づく教育を展開する。
- ⑤ 総合的な学習の時間を活用し、町栄養教諭の協力のもと段階的な指導をする。

(3) 健康教育

- ① 学校保健全体計画を策定し、指導の充実を図る。
- ② 各教科、各分掌、各学年部との関連及び連携を図りつつ、性に関する授業や心と体に関する授業等を実施し、心も含めた生徒の健康問題に関する適切な指導体制を構築する。
- ③ 不登校またはその傾向のある生徒に関して、学年部と生徒指導委員会、心の相談室や保健師等の関連機関と協力体制を築き、早期に対応を図っていく。
- ④ フッ素洗口の実施を通して、歯の健康と心身の健康の関連性について意識させる。

4 学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進

(1) 家庭との連携の推進

- ① 学校だより、HP、学級通信、教科通信等を通して、生徒の様子を具体的に知らせることで、信頼関係を醸成すると共に、課題の共通理解を図る。
- ② 学校から保護者への積極的な情報提供を行い、行事等に限らず気軽に学校を訪問することのできる学校づくりに努める。

(2) 地域との連携及び情報提供

- ① 地域関連行事には積極的に参加し、町・地域の一員という気持ちと郷土愛を育てる。
- ② 学校運営委員会を活用し、学校と地域が情報を共有し、連携した取り組みを組織的に行う。
- ③ 外部講師や体験活動等に土曜授業の活用を検討する。

5 学びをつなぐ学校づくりの実現

(1) 学校段階間の連携・接続の推進 小中一貫教育の推進

- ① 小中一貫基本計画に沿って教育活動を計画し、教育課程を編成する。
(キャリア教育含む総合的な学習の時間、情報教育の系統性)
- ② 学習・生活スタンダードを継続し検証する。また、生徒会活動と連動させ、自律的な活動を目指す。
- ③ 乗り入れ授業やTTを通して連携・交流を進化させ、小中一貫の良さを最大限に生かす。
(小6登校時のTTの実施、計画的な乗り入れ授業、生徒指導を含めた情報の交換等)
- ④ 教育活動全体の中で、異学年交流の機会を作る。(交流会、部活動体験)

(2) 学校力の向上

- ① 学校の教育目標と日常の実践との整合性を意識し、資質・能力の向上を図る学校評価を行う。(学校評価・保護者アンケート・生徒の授業アンケートを7・12月に実施)
- ② 学校評価項目を日常の実践に生かすことで、「実践」と「評価」の一体化を図る。
- ③ 校務運営委員会を中心に、各校務分掌及び特別委員会等の計画的な活用及び組織的な対応を図る。(日時・目的・内容を明確にし、スケジュールに組み込む)
- ④ 危機管理の視点から、さまざまな情報に関する報告・連絡・相談体制を確実に定着させる。(特に職員室内の生徒に係る情報交換を意識する)
- ⑤ 教育公務員として崇高な使命を帯びているという矜持と自覚を持ち、法令遵守の精神及び服務規律の保持に努める。(5・6月の職員会議を活用し、研修を深める。)

(3) 学校安全教育の推進 (生活安全、交通安全、災害安全)

- ① ネットモラルや薬物濫用防止教室、不審者対策の防犯訓練、火災や地震等に対応した避難訓練等に積極的に取り組む。
- ② 1日防災学校を実施し、災害に対する知識や判断力を継続的・段階的に身につけさせる。
- ③ 必要に応じて、警察や消防、児童相談所等の関係機関と連携を図る。
- ④ 危機管理マニュアルを見直すとともに、組織的に機能する体制を維持する。
- ⑤ 施設設備の安全点検を定期的に行い、早急な修理・修繕に努める。

(4) 施設・設備

- ① 健康・安全を第一に考えて点検活動を確実にを行うとともに、利用計画や修繕計画の策定を図る。
- ② 教育支援事務の正確・迅速・適正、計画的な執行と処理に努める。
(学校配当予算、諸会計、報告事務、提出文書、記録保管)
- ③ 学校配当予算及び各種会計の透明化を図る。
- ④ 各業務のファイル・データ保存をルール化し、無駄をなくすとともに職員室を整える。
- ⑤ プライバシーの保護など、適切な情報管理の徹底に努める。
- ⑥ 校内施設・設備の美化・保全を意識させ、落ち着いた学習・生活を送らせる。